

宗農委公第 2 号

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成23年 6月 3日開催、即日閉会の農業委員会の会議議事録を次により縦覧に供する。

平成23年 6月20日

七宗町農業委員会  
会長 井戸敬二

1 縦覧の場所

七宗町役場	七宗町上麻生2442番地3
七宗町役場神淵支所	七宗町神淵4525番地4
七宗町ホームページ	「メイドイン七宗」

2 縦覧期間

自 平成23年 6月20日  
至 平成23年 7月 3日

平成 23 年度

第 2 回 七宗町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成23年 6月 3日（金） 午前 9時25分～10時15分

2. 開催場所 七宗町役場 2階 南会議室

3. 出席農業委員（14名）

会 長	11番	井 戸 敬 二			
職務代理者	12番	後 藤 雅 和			
委 員	2番	上 野 一 郎	3番	長谷川 光 一	
	4番	加 納 績	5番	中 島 孝 司	
	6番	渡 辺 良 明	7番	松 山 兼 幸	
	8番	福 井 宏 至	9番	塚 本 壽美夫	
	10番	中 島 繁 雄	13番	犬 飼 貞 夫	
	14番	山 岡 洋 子	15番	井 戸 光 春	

4. 欠席農業委員（ 無 ）

5. 協議事項

議第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
（承認）

議第2号 標準処理期間の目標日数の公表について  
（承認）

6. 出席農業委員会事務局職員（ 6名）

事務局長 長谷川 和 彦（農林建設課 課長）

書記 亀 山 一 美（農林建設課 農務係主査）

可 児 義 昌（農林建設課 課長補佐兼農務係長）

めぐみの農業協同組合 上麻生支店 今 井 幸 夫（支店長）

めぐみの農業協同組合 神 湊 支 店 水 川 篤 司（支店長）

岐阜県 可茂農林事務所 農業普及課 神 野 浩 司  
（技術課長補佐・七宗町担当普及員）

7. 欠席農業委員会事務局職員（ 無 ）

平成 23 年度

第 2 回 農業委員会総会

事務局長

皆さん、お早うございます。

(お早うございます。)

事務局長

定刻の時間より若干早いようでございますが、皆様お揃いになりましたのでこれより、平成23年度七宗町農業委員会総会、第2回の総会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、会長より一言挨拶を戴きます。

宜しく願います。

会 長

皆さん、お早うございます。

(お早うございます。)

会 長

本日は、早朝より第2回の農業委員会の総会にお集まり戴きまして誠に有り難うございます。

さて、各委員にも既にご理解を戴いておる事と思っておりますが、本年も6月1日より「クールビズ」という事で、この庁舎内の方もそういった形で進めさせて戴きまして、上着非着用、ノーネクタイ等に本年も取り組みをさせて戴きますので、宜しく願います。

又、「東日本大震災」の関係で東北の「福島第一原発」の事故、それに伴って「中部電力」におきましても「浜岡原子力発電所」が停止したという事で、国の方からは、「スーパークールビズ」等とも言われておりますが、又本町におきましても、出来る限りの節電等に取り組んでいるところであります。

又、皆様方におかれましても家庭等で出来る範囲のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

先般、5月26日でしたけど「全国農業委員会会長大会」がありまして、私は所用がありまして、職務代理者の後藤さんに参加をして戴きました。

その中では、決議と致しまして「東日本大震災と東京電力原子力発電所事故に関する特別要請決議」、そして「TPP交渉への参加撤回を求める緊急要請決議」、そして「食と農林漁業の復興・再生に向けた政策提案決議」が採択されまして、又申し合わせ決議と致しまして、「地域の農地と担い手を守り活かす農業委員会活動に関する申し合わせ決議」、そして「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」等を致しまして、その後それぞれの国会議員の方々に要請・要望活動を行って来て戴きました。

その時の資料等を事務局の方に保管させて戴いておりますので、また皆様方もお時間等ありましたら、お目通しの程お願いしたいと思っております。

さて、周知を致しておりますが、委員各位におかれましては、任期が7月19日迄となっております。

本日のこの総会が皆様方には最後の総会となります。

少々早いと思っておりますが、本当に3年間の間、皆様方に何かとご足労をおかけしまして本当に有り難うございました。

会 長

この任期中には、宮崎県でおきました「口蹄疫」、又全国的にありました「鳥インフルエンザ」、そして先程も述べましたが「東日本大震災」という数多くの自然災害が多発を致しました。

その都度、皆様方にも「義援金」等をお願い致しまして、ご理解とご協力を戴きました事に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

特に「東日本大震災」につきましては、「国内観測史上最大のM9.0」、「最大震度7.0」という大地震を記録し未曾有の国難と思えます。

更に、連日報道されますとおり、先程も申しましたとおり、「東京電力」の「福島原子力発電所」の問題が依然として予断を許さない状況にあり、そういった中で「放射能」の被害、そしてそれに対して農作物等に対しましては、「風評被害」というのも大きな問題になっているところであります。

又重ねて、今後又「義援金」、又「緊急物資」、「人材派遣」等の依頼が長期にそして多岐にわたりあろうかと思しますので、各委員におかれましてもご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

又、「農地法」の大規模な改正を受けまして、農業委員としての業務の再確認と併せまして、大幅に業務の増加や度重なる研修会等への参加依頼もありました事、又参加して戴きました事、有り難うございました。

残された期間は、決して長くはありませんが、任期最後迄宜しくお願い致します。

そして、来る「第21回・統一選挙」の実施後には、新たに選出、選任されます農業委員さんに対しまして、必要な事務の遂行と手順等につきまして引継なども必要と思われまます。

事務局よりお願い等ありましたらご理解とご協力をお願いし、任期終了後におきましては、この3年間に得られました知識と経験を今後の地域農業の振興に役立てられますようお願いを致します。

それでは、本日も提出されます議案につきまして慎重なるご審議をお願いしまして、挨拶に代えさせて戴きます。

何卒、宜しくお願い致します。

事務局長

有り難うございました。  
それでは、続きまして「農業委員会憲章」を朗読を致します。  
皆様、ご唱和を宜しくお願い致します。  
お手元の資料若しくは、スクリーンの方をご覧ください。

(七宗町農業委員会憲章)

1. 農業委員会は、  
農業・農業者の代表として、  
誇りと責任のある行動に努めます。
1. 農業委員会は、  
農用地の確保と有効利用を進め、  
法令に基づく適正な農地行政に努めます。
1. 農業委員会は、  
農地銀行活動を確立し、  
農用地の流動化と集団化の促進に努めます。
1. 農業委員会は、  
産業としての農業を確立するため、  
担い手の育成と後継者の確保に努めます。
1. 農業委員会は、  
活力ある農業・農村を築くため、  
構造政策と地域活性化の推進に努めます。
1. 農業委員会は、  
農業経営と暮らしの発展のため、  
情報の収集・提供活動に努めます。
1. 農業委員会は、  
農業者の期待と信頼に応え  
新時代をひらく農政の確立に努めます



会 長

はい、有り難うございました。  
それでは、只今、事務局より説明がありました「議第1号」につきまして、  
地区担当委員さんより補足説明とご意見を戴きたいと存じます。  
[redacted]さん宜しくお願いします。

[redacted]委員

現地を確認させて戴きました。  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

以上です。

会 長

はい、有り難うございました。  
それでは、これより質疑に入ります。  
意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願い致します。

(異議無し。)

会 長

宜しいでしょうか。

(異議無し。)

会 長

それでは、「議第1号」につきまして採決を致します。  
原案のとおり承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

はい、有り難うございました  
全員の方の賛成を戴きました。  
よって、「議第1号」につきましては、原案のとおり承認する事と致しま  
す。  
尚、承認戴きました「議第1号」につきましては、「許可相当」との意見  
を付して県に進達を致します。

続きまして、「議第2号 標準処理期間の目標日数の公表について」  
を議第とし、事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

はい、それでは、「議第2号 標準処理期間の目標日数の公表について」  
朗読と説明をさせて戴きます。  
資料については、7頁をご覧ください。  
この、「標準処理期間の目標日数の公表」につきましては、平成23年5  
月19日付けの「東海農政局構造改善課」からの「農地法第3条許可事務の  
適性化・透明化対策」の通知によるものでございます。  
資料にありますとおり「改正適正化通知等の完全履行」としまして、ア～  
キに定める7項目の対策について、対応とその確認が必要となりましたが、  
七宗町におきましては、それぞれに適正に事務処理を実施しております。

事務局

しかしながら、「才 標準処理期間の目標日数の公表」につきましては、今回改めて全農業委員会に対しましての確認と指導がありました。

確認と指導の内容としましては、公表をしていない農業委員会においては、改めて定め公表するとの事であります。

七宗町としては、公表を致しておりませんので、資料にありますとおり「行政法施行に伴う標準処理期間の目安（平成16年9月16日）」において、4週間とされていることを踏まえ、農地法第3条許可事務に係る標準処理期間の全国目標を30日以内をと定め、各農業委員会はこの範囲以内で個々の標準処理期間を定め、公表する とありますので、標準処理期間を「30日」と定めるものであります。

委員の皆様方には、特にご意見が無ければ決定し、今後ホームページ等を活用して公表と併せまして周知を図っていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

以上です。

会長

はい、有り難うございました。

それでは、これより質疑に入ります。

意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

(異議無し。)

会長

「異議無し」と声がありましたが、宜しいでしょうか。

(異議無し。)

会長

それでは、「議第2号」につきまして採決を致します。

原案のとおり承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会長

はい、有り難うございました

全員の方の賛成を戴きました。

よって、「議第2号」につきましては、原案のとおり承認する事と致します。

尚、承認戴きました「議第2号」につきましては、事務局において適正に事務処理されますよう指示を致します。

それでは、以上をもちまして、本日の議案は全て許可及び承認を戴きました。

慎重なるご審議を賜り有り難うございました。

これにて、総会の方は閉会と致しますが、事務局より事務連絡等がありますので、引き続き宜しくお願い致します。

会議の経過を記載し、相違無いことを証する為ここに署名する。

議事録署名者

農業委員署名

印

議事録署名者

農業委員署名

印